

消防事務処理システム  
仕様書

令和5年11月

千葉市消防局

# 目 次

第1章	総則	1
1	適用	1
2	目的	1
3	用語の定義	1
4	システムの施工仕様	1
5	新旧システム切替え	2
6	CHAINS及び統合サーバの切替え	2
7	納入場所	2
8	構築作業場所	2
9	作業スケジュール	3
10	法令の遵守	3
11	諸手続	3
12	提出書類（成果物）の範囲及び提出期限	3
13	プロジェクト管理	4
14	業務の範囲	4
15	検査及び検収	4
16	教育指導	5
17	仕様変更	5
18	保証期間	6
19	疑義	6
20	納入期限	6
21	契約期間終了時の引継事項	6
22	その他	6
第2章	消防事務処理システム	7
1	共通指定事項	7
	(1) システムの基本事項	7
2	プライベートクラウドについて	8
	(1) 概要	8
	(2) ネットワーク構成	8
	(3) プライベートクラウドの提供機能	8
	(4) ライセンスの調達	9
	(5) 提供可能な仮想マシンのリソース容量	10
	(6) 統合サーバ上の運用環境	10
	(7) バックアップ	11
	(8) システム監視	11

(9) ネットワーク構成.....	11
3 開発にあたっての役割分担.....	11
4 その他調達機器構成及び規格.....	12
(1) 機器構成及び数量.....	12
(2) 消防人事業務OMR装置.....	12
(3) ネットワーク機器.....	12
5 ソフトウェア仕様.....	13
(1) 機能.....	13
(2) 共通機能.....	15
(3) 機能内容.....	17
(4) 帳票一覧.....	35
(5) システム構成図.....	35
第3章 保守.....	36
1 概要.....	36
2 基本事項.....	36
3 保守の方法.....	36

---

## 第1章 総則

### 1 適用

本仕様書は、千葉市(以下「賃借者」という。)が運用する、消防事務処理システムの機器仕様及びソフトウェア仕様ならびに受注業者(以下「賃貸者」という。)が納入する際の条件について定めるものである。

また、本事業にはシステム導入後の5年間保守を含むものとする。

### 2 目的

現行の本システムの賃貸借期間が令和6年11月30日に終了すること、Internet Explorerのサポート終了に伴い、Microsoft Edge 又は Google Chrome に対応したものとするため、本システムの更新を行うものである。

また、本システムの更新に伴い、今回の調達には含まれないが、別途液化石油ガス施設管理機能の追加を想定している。

本システムは、消防に関する各種事務を一元管理するシステムであり、一元管理による事務効率の向上を図り、職員の事務処理に係る負担を軽減し、消防の根幹業務である災害対応を充実させ、市民の安全・安心の向上を図るものである。

なお、液化石油ガス施設管理機能の追加は本事業の落札者と別途締結する契約にて実施する。

### 3 用語の定義

#### (1) CHAINS

千葉市行政情報ネットワークシステム (Chiba Administrative Information Network System 以下「CHAINS」という。)とは、庁内ネットワークと接続するパソコン、電子メール及び電子掲示板等のグループウェアを提供するサーバと庁内組織で共有するフォルダの機能を提供するものをいう。

#### (2) 共同指令センター

千葉県北東部・南部の20消防本部(千葉市ほか10市1町8一部事務組合消防本部)が共同で整備・運用するもので、千葉市消防局内に設置し、119番通報の受信、消防車や救急車の出動指令、無線通信の統制などの指令業務を行うものをいう。

#### (3) 共同指令センター連携

共同指令センターの指令管制システムで構成されている自動出動指定装置、情報管理サーバ、情報連携装置との組合せで、共同指令センター管制システムより事案情報を本システムの報告書作成時に取り込みができるようデータ形式で提供する連携をいう。

#### (4) 自動出動指定装置

119番通報の受付からその事案に適した車両の選別、出動指令、事案の管理までといった指令管制業務を行い、また補助業務としての車両管理や支援情報管理等を行う装置をいう。

#### (5) 情報管理サーバ

共同指令センター側に設置され、自動出動指定装置より事案情報の授受を行う装置をいう。

#### (6) 情報連携装置

各消防本部別の事案情報を格納し、消防事務処理システムに必要な情報をデータ形式で整えた形で提供する装置をいう。

### 4 システムの施工仕様

システムに使用する機器材等は、自社製品又は賃貸者の責任において品質管理のできる製造業者のもので、信頼性の高いものを使用すること。また、施工完了後は、機器を完全な状態で稼働させること。

(1) システムを構築するにあたり、本仕様書で指定する機能を有するパッケージ・ソフトウェアを導入することとし、国への報告様式(国表)や消防法令の改正等に伴う管理項目や様式変更に対して改修費用が発生せずに改修ができること。また、パッケージ・ソフトウェアが存在しないものは、個別開発とするが、極力個別開発を抑えたものとする。

(2) システムに使用するケーブル等の施工材料は JATE 規格品、または同等以上のものを使用し、誘導のおそれがある機器間の配線はシールド線を使用すること。

- 
- (3) 本仕様書の解釈及び施工について疑義が生じた場合は、直ちに施工を中止し、速やかに貸借者と協議し、貸借者の裁定に従うこと。
  - (4) システムを構築するに当たり、賃貸者が特許又は実用新案その他第三者の権利の対象となっている部品及び工法を使用する場合は、その使用に関する一切の責任は賃貸者にあるものとする。
  - (5) 本システムに入力したデータについては、当該所有権・使用权は貸借者に属するものである。
  - (6) 賃貸者は、本仕様書に基づき納入された流通ソフトのうち、賃貸者以外の者に著作権のあるものについては、貸借者に使用許諾権が発生するよう手続きをすること。
  - (7) システムを設置するにあたり、消防業務の重要性にかんがみ、その業務に支障をきたさないように行うものとする。
  - (8) システムを設置するにあたり、地震等を考慮し、機器据付けについては十分な措置を施すこと。
  - (9) システムの設置場所について、使用電力量及び機器設置スペースについては、貸借者と協議を行い、貸借者の指示を受けること。
  - (10) システムに必要とするソフト料、セットアップ作業・費用は賃貸者の負担で行うものとする。
  - (11) 賃貸者はシステム構築及び業務ソフトウェアの開発に伴い、常に貸借者と施工仕様について協議を重ね、貸借者の指示を受けること。
  - (12) 本調達落札者と別途締結する契約において、液化石油ガス施設管理機能を追加するため、十分に連動性及び拡張性を考慮したシステムを構築すること。

## 5 新旧システム切替え

- (1) 現行システムから新システムへの移行が完了するまでの間は、現行システムに運用停止等の不具合を発生させないこと。
- (2) 新旧システムの切替えに当たって、現行システムの改修等を要する場合は、貸借者と賃貸者で協議し、賃貸者の負担により現行業者との調整等を行って実施すること。
- (3) 不具合等の突発事態を想定し、新システムに切替え後であっても、リース開始期間までは現行システムへの切り戻しができるようにしておくこと。また、切り戻し等で現行システム側への対応が必要な場合は賃貸者から現行業者に必要な依頼をし、その際に発生する費用も賃貸者の負担とすること。

## 6 CHAINS 及び統合サーバの切替え

令和6年末で契約満了となる CHAINS 及び統合サーバ（詳細は第2章2「プライベートクラウドについて」を参照）の更新により、令和6年6月頃から令和6年末までに実施が必要となる切替え作業は、貸借者と賃貸者で協議し、賃貸者の負担により切替え作業等を実施すること。なお、更新に関する情報は貸借者から随時提供すること。

## 7 納入場所

- (1) 千葉市消防局
- (2) その他、システム構築に関係のある場所

## 8 構築作業場所

- (1) 千葉市情報システム課
- (2) その他、システム構築に関係のある場所

## 9 作業スケジュール

区分	令和5年度					令和6年度							令和7～10年度			令和11年度			
	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	4～10	11	12		
導入スケジュール (液化石油ガス施設管理)			設計					構築				試験		運用 (60ヶ月)					
							設計		構築			試験		運用 (60ヶ月)					
プロジェクト管理業務	→																		
システム構築業務	→																		
賃貸借期間	→																		

- (1) プロジェクト管理業務  
契約締結日から令和11年11月30日まで
- (2) 賃貸借期間 (保守運用含む)  
令和6年12月1日から令和11年11月30日まで

## 10 法令の遵守

賃貸者は本システムの納入・契約・施工にあたり、本仕様書の定めるところによるほか、下記の法令・規則・規格等を遵守し、円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用は賃貸者の責任において行うこと。

- (1) 有線電気通信法および同法施工令、同施行規則
- (2) 電気設備に関する技術基準を定める省令
- (3) 電気通信事業法
- (4) 千葉市が定める関係条例等
- (5) その他関係法令等

## 11 諸手続

- (1) 賃貸者は本システムの納入にあたり、必要書類の作成及び諸申請手続については、指示または打ち合わせに基づき確実にすることとする。
- (2) 諸手続に必要な諸経費は、賃貸者が負担するものとする。

## 12 提出書類 (成果物) の範囲及び提出期限

賃貸者は納入にあたり、あらかじめ賃借者の承認を得た上で、提出期限までに提出すること。

また、提出書類については、以下の「提出書類一覧」に示すものを基本とするが、より良い提案がある場合は、プロジェクト実施計画書に具体的に定め、賃借者の承認を得ること。提出書類のうち、賃借者が指定するものについては、光磁気ディスクもしくは、それと同程度の機能を有するものを添付すること。

### 「提出書類一覧」

No.	業務	提出書類	提出期限
1	システム導入に係る 成果物	基本設計書	賃借者と協議の上決定
2		詳細設計書	賃借者と協議の上決定
3		データ定義表	賃借者と協議の上決定
4		情報システム関連図	賃借者と協議の上決定
5		ネットワーク構成図	賃借者と協議の上決定
6		ソフトウェア構成図	賃借者と協議の上決定
7		ハードウェア構成図	賃借者と協議の上決定
8		プログラム一覧等	賃借者と協議の上決定
9		テスト計画書	賃借者と協議の上決定
10		単体テスト結果報告書	賃借者と協議の上決定
11		結合テスト結果報告書	賃借者と協議の上決定
12		総合テスト結果報告書	賃借者と協議の上決定
13		移行計画書	賃借者と協議の上決定
14		移行結果報告書	賃借者と協議の上決定

15		操作手順書（一般職員向け及び情報システム管理者向け）	賃借者と協議の上決定
16		研修計画書及び研修用資料	賃借者と協議の上決定
17		納入ソフトウェア製品一式	賃借者と協議の上決定
18		ライセンス関係資料	賃借者と協議の上決定
19		納入機器一式	賃借者と協議の上決定
20		設置図面	賃借者と協議の上決定
21		プロジェクト実施計画書	本契約締結後 14 日以内
22	プロジェクト管理に係る成果物	プロジェクト実施計画書で定める各種管理・報告資料	随時
23		議事録	打合せ後 14 日以内
24		運用計画書	賃借者と協議の上決定
25	運用保守に係る成果物	運用作業報告書（月次、年次、スポット等）	賃借者と協議の上決定
26		保守計画書	賃借者と協議の上決定
27		保守作業報告書（月次、年次、スポット等）	賃借者と協議の上決定

### 13 プロジェクト管理

賃借者は、業務を実施するにあたり、本契約締結後 14 日以内に、以下の内容を含むプロジェクト実施計画書を作成し、賃借者の承認を得ること。また、プロジェクト実施計画書で定める管理項目及び管理手法に従って、プロジェクトの進捗、課題管理及び品質管理状況等について適宜、賃借者に対し報告を行うこと。

- ・プロジェクトの概要（目的・目標、範囲）
- ・プロジェクト実施体制
- ・コミュニケーション管理（会議体等）
- ・全体スケジュール
- ・工程管理（WBS 等）
- ・品質管理（品質基準等）
- ・リスク管理
- ・課題管理
- ・システム構成管理
- ・変更管理
- ・情報セキュリティ対策（システム導入作業における情報漏えい対策等）

プロジェクトの進捗の遅れや重要な課題が発生した場合は、速やかに賃借者に報告し、対応方針について協議すること。

### 14 業務の範囲

本仕様書の範囲は、本システムの設計・製作・運搬・納入・機器設置工事費（配線工事含む）・調整試験に係わる一切の費用、指令管制システム及びモバイル端末からの接続を可能とするフレツツ網の整備（モバイル端末からは閉域ネットワークによる接続とするが、そのネットワーク回線整備は本契約に含めない）、システムインストール及び基本データセットアップ作業費・既存データ移行費（システムマスタデータ、ユーザデータ）、操作指導等の職員教育指導料を含むものとする。

また、システム導入後のシステム保守（5年間）に関わる費用及びフレツツ網の費用を含むものとする。

### 15 検査及び検収

#### (1) 一般事項

ア システム構築について施工前または施工中、賃借者が必要と認めるときは、賃借者に対して質問し、または必要な指示を行うことができるものとする。

イ 賃借者は、システム構築完了に先立って、仮運用を行うとともに性能試験を行うこと。

ウ 賃貸者は、検査のために必要な資料の提出並びに必要な労務及び機材の提供については、賃借者の指示に従うこと。

(2) テスト

賃貸者は、以下の内容を含むテスト計画書を作成し、賃借者の承認を得ること。また、テスト計画に従ってテストを実施し、テスト結果報告書を作成し、賃借者の承認を得ること。

- ・テストの種類（単体テスト、結合テスト、総合テスト、性能テスト、受入テスト等）
- ・テストの目的、内容、実施観点、実施主体
- ・テスト環境
- ・テストデータ

受注者は、市が受入テストを実施するにあたり、環境整備、計画作成、テスト実施、結果とりまとめ等の支援を行うこと。

(3) 検収

システム構築が完了したときは、関係諸官庁の検査に合格し、その使用許可を得た後、賃借者の行う現場検査及び性能検査等の検査合格をもって検収完了とする。

16 教育指導

賃貸者は、システムの円滑な運用を図るため、運用・指導・取扱教育及び、その支援等を行うものとする。また、教育指導に必要な諸経費は賃貸者が負担するものとする。

(1) 研修体制

ア 研修は本システムの運用開始前から実施するものとする。

イ 賃貸者は、本システム運用開始前及び運用開始後における研修計画書を提出し、賃借者の承諾を得て実施すること。

ウ 研修対象者は、基本消防職員全員となり、交代勤務等での当務を考慮したものとする。

エ 研修開催場所は、基本セーフティちば内で行うものとする。

オ 賃貸者は、システム運用開始前に賃借者に対して研修要員を派遣すること。

カ 研修で使用する端末、研修資器材、研修用データ及び資料等については、賃貸者が準備すること。なお、研修会場については、賃借者で用意する。

(2) 研修概要（予定）

項目	内容
対象者	消防局全職員（約970名）を原則とし、交替制勤務体制も考慮した研修期間で行うこと。
実施時期	令和6年11月頃
実施会場	セーフティちば1階講堂
研修内容	操作研修等（別途、研修計画書による。） ・管理者向け操作研修 3時間×2回 ・一般職員向け操作研修 3時間×4回

17 仕様変更

(1) 仕様変更の必要が生じた場合は、その内容が初期の機能以上と認められる場合に限り、賃借者の承認後に内容変更できるものとする。また、賃借者が機器の追加・取り替え・改造を必要とするときは、賃貸者に通知し、費用については賃借者・賃貸者協議のうえ行うものとする。

(2) 本仕様書に明記の有無に係わらず、システム構成上及びシステム運用上支障のない範囲で行う仕様変更等は、賃借者と協議の上、かつ、両者の合意後に、システム全体に支障が生じないように、全て賃貸者の責任において施工するものとする。



---

## 18 保証期間

賃貸者は、本工事完成後1年以内に、明らかに設計・製作あるいは工事の不完全・納入品の欠陥不良等に起因する故障が発生したときは、無償にて修理または、良品と交換するものとする。

## 19 疑義

- (1) 本仕様書に記載のない事項又は、疑義が生じた場合は、直ちに施工を一時停止し、速やかに賃借者と協議し、賃借者の裁定に従うこと。
- (2) 本仕様書の解釈で疑義が生じた場合は、速やかに両者協議の上決定するものとし、賃貸者または賃借者の一方的な解釈によつてはならないこと。

## 20 納入期限

令和6年11月30日（土）

## 21 契約期間終了時の引継事項

- (1) 本契約期間終了に際し、本契約終了日までに、賃貸者が本システム及び蓄積されたデータを継続して利用できるよう、業務の円滑な引継に必要な作業を支援すること。
- (2) 次期更新時に以下の引継を実施すること
  - ア 賃貸者は、本契約の履行期間の満了、全部若しくは一部の解除、又はその他の契約の終了事由の如何を問わず、本契約が終了となる場合には、賃貸者は賃借者の指示のもと、本契約終了日までに賃貸者が継続して業務を遂行できるような必要な措置を講じ、他のシステム等に移行する作業の支援を行うこと。
  - イ 賃貸者は、業務引継に伴いデータ移行等が発生する場合、本システムで扱うデータのうち、移行のために必要となるデータを汎用的なデータ形式（CSV等）に加工し、無償で提供すること。更に、ファイル・データレイアウト等の資料を提供し、誠意をもって協力すること。

## 22 その他

- (1) システムを施工するうえで提示された各種データは、外部に漏れることのないよう万全を期すこと。
- (2) 本仕様書に掲げる設備の構成、機能、性能等に関する全ての事項は、最低仕様と見なし、全て同等以上の機能及び性能等を有しなければならない。
- (3) 賃貸者は、消防通信業務の緊急性及び重要性を十分認識し、システム無停止運用の推進、システムの障害排除及び復旧に努めなければならない。

---

## 第2章 消防事務処理システム

本システムは、消防局が管理・使用する各種データを電子化・効率化・ペーパーレス化し、各種データベースの共有化により、迅速確実な消防行政の実現を図ることを目的とする。

システムの構成は、最新式の Web 方式による消防事務処理管理装置をデータベース管理用コンピュータと位置付け、消防局各課及び各署所に設置される端末装置からのデータ入力・更新により、入力データのオンライン更新が図れるほか、各種国表の集計出力・固有帳票の出力などが可能で、消防で帳票の修正・追加等が可能なものであること。

### 1 共通指定事項

#### (1) システムの基本事項

- ア 本システムの高機能化を図り、総合的な消防システムを構築すること。
  - イ 本システムは、プライベートクラウド（統合サーバ）に構築すること。
  - ウ システムの保守管理及びデータメンテナンス等が容易・短時間に行え、かつ機能変更や追加の作業効率、経済性を考慮したシステム設計であること。
  - エ 社会情勢の変化や関係法令改正等によるプログラムの改造が容易であり端末装置の増設及びシステムの拡張を有するシステムとすること。
  - オ 消防庁において実施されている火災・救急・救助報告オンラインシステムに対応したシステムとすること。
  - カ 本システムに接続する消防事務処理端末装置から Web 方式ですべての消防事務処理管理業務を行えること。
  - キ 消防事務処理管理業務の実施にあたっては、消防事務処理端末装置に専用のアプリケーションソフトウェアや個別のデータ等を必要としないこと。
  - ク 消防事務処理端末装置においては、本システム専用の端末装置としないこと。既設のパソコンでも Web を使用できる環境であれば利用できること。
  - ケ 本システムに接続する端末は最大700台を想定し、同時接続については250台以上接続できるものとする。
- 上記、接続台数範囲内では業務に支障がでないように考慮されていること。

## 2 プライベートクラウドについて

### (1) 概要

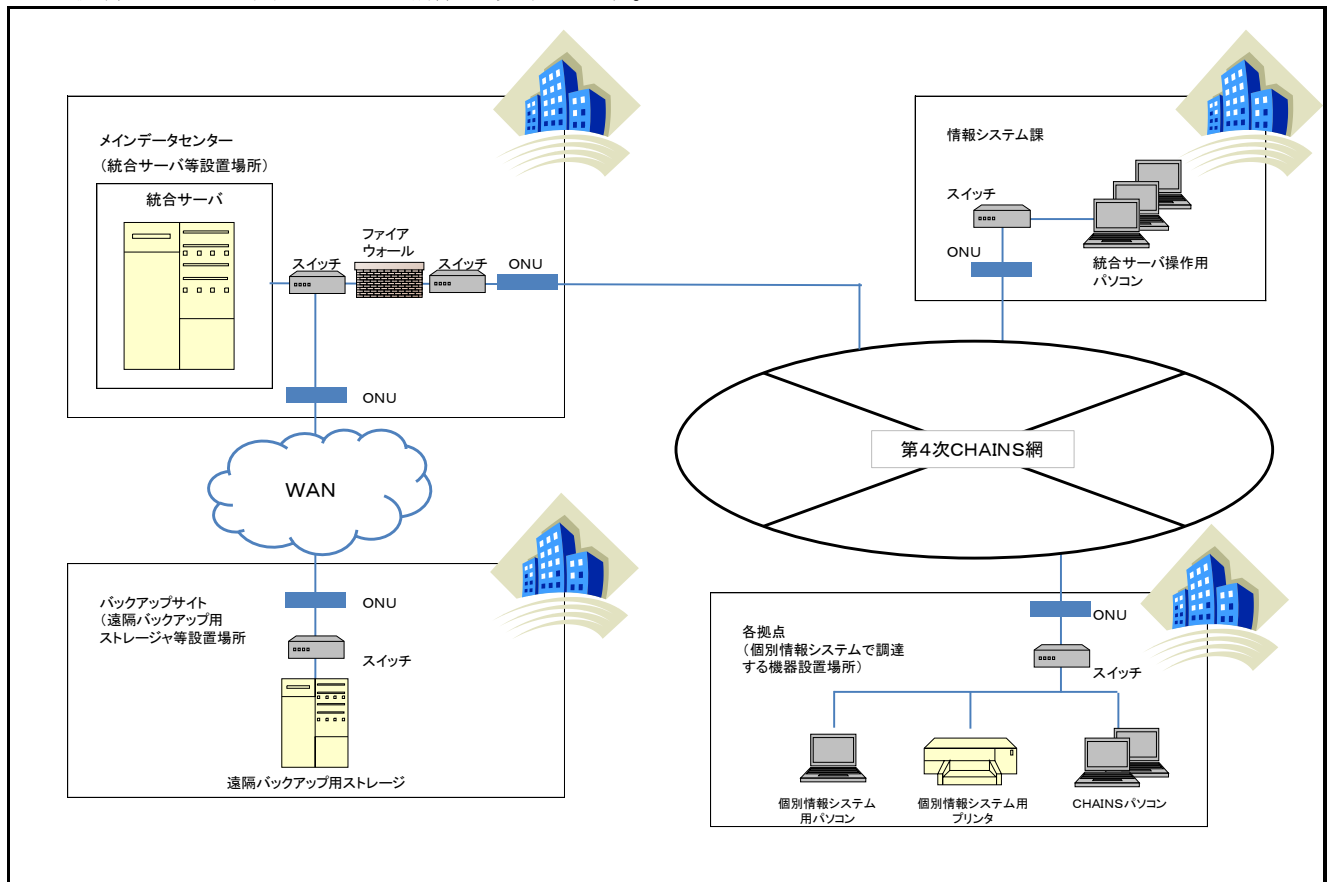
プライベートクラウドとは、千葉市の各部門が専用的に利用するクラウド環境であり、仮想化技術を活用した情報システム集約基盤である統合サーバにて構成されている。

庁外のデータセンターに設置されており、データセンターと本市各拠点は一閉域網で結ばれている。

統合サーバ上におけるシステムの構築・運用保守は、原則、情報システム課に設置する「統合サーバ操作用パソコン」から実施する。アクセス制御や通信経路の暗号化を行うことで、CHAINS 端末や個別情報システム側で調達した端末からの構築・運用保守も可能な場合があるが、データセンター内での作業は行わない。

### (2) ネットワーク構成

統合サーバのネットワーク構成を以下に示す。



### (3) プライベートクラウドの提供機能

プライベートクラウドが、個別情報システムに提供する機能は以下のとおり

NO	用語	説明
1	統合サーバ	個別情報システムの構成に合わせて、仮想マシンを提供する。 - 提供可能な OS ライセンスは (4) 参照。 - 提供可能なリソース容量は (5) 参照。 HW 障害時の復旧時間短縮のため、HA 機能を導入している。(HA 機能：稼働中のサーバに問題が生じてサーバが停止してしまった際に、自動的に待機システムに切り替える仕組み)
2	統合サーバ機能	
	時刻同期機能	CHAINS の NTP サーバへ時刻問合せをすることで、基準となる時刻を提供する。
	ファイル共有機能	個別情報システムに、ファイル共有領域 (ネットワーク共有ドライブ) を提供する。
	バックアップ機能	個別情報システムに、ファイルバックアップ領域 (ネットワーク共有ドライブ) を提供する。また、システムバックアップの取得を行う。
	監視機能	仮想マシンが稼働している仮想基盤サーバの HW 監視及び仮想マシンの状態

		を監視する。
3	ファイアウォール	個別情報システムと他システムやパソコン間のアクセス制御を行う。
4	負荷分散機能	CHAINS パソコン等からのアクセスを個別情報システムの複数の WEB サーバ等に分散させる。
5	統合サーバ操作用パソコン	個別情報システムの構築・運用に利用するパソコンであり、情報システム課に5台設置される。

※個別情報システムの名前解決機能（DNS 機能）は提供しないので、必要に応じて CHAINS の DNS 機能を利用すること。

#### (4) ライセンスの調達

必要なライセンスを準備する担当区分は、現時点では次のとおり。（今後構成が変更になった際は利用できない場合があるので留意）

対象	区分①	区分②	準備担当
サーバ	OS	Windows	プライベートクラウド
		Windows 仮想デスクトップ	個別システム (CHAINS パソコンから仮想デスクトップへのアクセスについては、CHAINS パソコンの SA 権を利用します。)
		RedHat Enterprise Linux	プライベートクラウド
		CentOS	個別情報システム運用業者
	ミドルウェア	全て	個別情報システム運用業者
	アプリケーション	アンチウイルス	個別情報システム運用業者
その他		個別情報システム運用業者	
クライアント	OS	全て	個別情報システム運用業者
	ミドルウェア	全て	個別情報システム運用業者
	アプリケーション	アンチウイルス	個別情報システム運用業者 (CHAINS パソコンの場合は CHAINS 側で用意される。)
		その他	個別情報システム運用業者
		クライアントアクセス スライセン (CAL)	CHAINS パソコン
		CHAINS パソコン以外	個別情報システム

なお、対応可能なサーバ OS 及びバージョンは次のとおり。新しくリリースされるバージョンについては別途協議が必要となる。

OS 種別	OS	VMWare	Hyper-V
サーバ OS	Windows Server 2022	○	-
	Windows Server 2019	○	○
	Windows Server 2016	○	○
	Windows Server 2012 R2 *1	○	○
	Windows Server 2012 *1	○	○
	RedHat Enterprise Linux 8(64bit)	○	-
	RedHat Enterprise Linux 8	○	-
	RedHat Enterprise Linux 7(64bit)	○	-
	RedHat Enterprise Linux 7	○	-
	RedHat Enterprise Linux 6(64bit) *2	○	-
	RedHat Enterprise Linux 6 *2	○	-
	Cent OS 8(64bit) *3	○	-
	Cent OS 8 *3	○	-
	Cent OS 7(64bit) *3	○	-
	Cent OS 7 *3	○	-
	Cent OS 6(64bit) *3	○	-
Cent OS 6 *3	○	-	
クライアント OS	Windows 11	○	-

	Windows 10	○	-
	Windows 8.1	○	-

\*1 Microsoft のサポート終了により 2023 年 10 月より新規提供は実施しません。

\*2 Red hat 社のメンテナンスサポート 2 終了により新規提供は実施しません。

\*3 開発元(CentOS Project)によるサポート終了 (メンテナンス更新終了)

(5) 提供可能な仮想マシンのリソース容量

提供可能な仮想マシンのリソース容量の上限は次のとおり。

次のリソース容量の範囲内において、必要な容量を申請して利用できるが、適切にハードウェア設計を行った上で申請するものとする。(申請容量の算出根拠の提示を求めることがある。)

次のリソース容量の範囲内であれば原則、仮想マシンの台数に制限はない。

リソース	容量	備考
CPU	22個	1個当たりの性能は「Xeon Gold 6152」のコア1つ分と同等
メモリ	69,536MB	
ディスク (仮想マシン)	2,620GB	仮想マシンの合計ディスク容量
ディスク (ファイルサーバ)	5,780GB	仮想マシンとは別に提供するファイルサーバの領域

なお、リソース提供後であっても、運用開始後のリソース利用率が低い場合等は容量の削減を求めることがある。そのような場合、個別情報システムは削減作業に協力すること。

(6) 統合サーバ上の運用環境

ア 統合サーバ操作用パソコン

プライベートクラウドとして5台用意。

<設置場所>

千葉市総務局情報経営部情報システム課

<操作可能な項目>

- ・個別情報システムのサーバ再起動
- ・サーバのコンソール操作
- ・外付けデバイスのリマウント
- ・リモートデスクトップ等画面転送を利用したメンテナンス
- ・個別情報システムのサーバへのファイル転送

※なお、「統合サーバ操作用パソコン」が設置されるネットワークでは、CHAINS パソコンのネットワークとは異なるため、システムの動作確認については CHAINS パソコンから行う必要がある。

<デバイスの取扱い>

- ・USB デバイス

USB リムーバブルメディアを利用することが可能。(デバイスは個別情報システムが用意)

- ・ODD デバイス

CD-ROM, CD-RW, DVD-ROM, DVD±R, DVD±RW, DVD-RAM を利用することが可能。

イ セキュリティパッチ

プライベートクラウドでは、個別情報システムに対してセキュリティパッチの提供、適用を行わないので、個別情報システムごとに必要に応じて準備、適用を行う必要がある。

ウ ウィルス対策

プライベートクラウドでは、個別情報システムに対してウィルス対策を行わないので、個別情報システムのサーバに対してウィルス対策ソフトウェアの準備、インストール、パターンファイルの更新を行う必要がある。

<ウィルス対策ソフトのパターンファイル取得方法>

SymantecEndpointProtection 又は TrendMicro のウイルスバスターコーポレートエディションの場合、庁内環境（CHAINS 又は統合サーバのウイルス対策管理サーバ）からパターンファイルを取得することが可能

エ ソフトウェアに関する問い合わせ

プライベートクラウドで提供する OS に関する問い合わせはプライベートクラウド側で一次受けし、必要に応じて OS 提供ベンダーにエスカレーションする。

(7) バックアップ

次の 2 種類のバックアップを取得する。

ア ゲスト OS のバックアップ

個別情報システムの仮想マシン単位で、システム、およびデータ領域のイメージバックアップを行う。イメージバックアップは ARCserve UDP を利用し、仮想マシン単位で 2 世代保存が可能である。

イメージバックアップの取得及び復旧作業は個別情報システム運用業者と調整した上でプライベートクラウド側が作業する。復旧を行った場合、元のゲスト OS は削除される。

イ ファイルバックアップ

個別情報システムが日々更新されるファイル等任意に必要なファイルのバックアップを取得できるようにファイルバックアップ領域を提供する。バックアップ領域へのファイル保存は、個別情報システムが任意の手法、タイミングで実行し、バックアップ領域にバックアップしたファイルは、個別情報システムの判断及び作業により任意でリストアできる。

なお、バックアップ領域に保存されたファイルは、プライベートクラウド側で更に別のサーバや遠隔地のサーバにバックアップされる。

(8) システム監視

監視に必要な設定はプライベートクラウド側で設定する。（Linux サーバの場合は設定手順を提供）

Windows サーバ、Linux サーバともに、OS 標準の監視アプリケーションを利用するため、追加アプリケーションは必要ない。プライベートクラウドの個別情報システムに係る監視項目は次のとおり。

監視対象	監視項目
個別情報システム	<input type="radio"/> 死活監視 仮想マシンの起動状態を ping により監視する。 <input type="radio"/> リソース監視 ディスクの使用率が指定された閾値を超えたときに通知する。

(9) ネットワーク構成

ア プライベートクラウドを利用するためのネットワーク

プライベートクラウドへの接続は、CHAINS を利用し、個別情報システムとの接続点のファイアウォール機能、サーバの負荷分散機能についてはプライベートクラウドの提供する機能を利用する。

イ 常駐 SE の利用するパソコンの接続

プライベートクラウドへの接続は、VPN を利用した接続を利用することとし、VPN 装置の設置、CHAINS ネットワーク機器までのケーブル敷設及び設定作業が必要となる。

ウ 外部拠点からの接続（リモート保守等）

専用線による接続や他のネットワークへの接続の禁止等、一定の条件下で本市が認めた場合に限り、外部拠点からプライベートクラウドへ接続することができる。

3 開発にあたっての役割分担

本システムの構築・運用にあたり、本システム受注者と統合サーバ構築・運用業務受託者との役割分担を以下に示す。詳細については別途協議する。

項目	受注者	統合サーバ構築・運用業務受託者
仮想サーバの作成	△（必要なバック等の申請）	○
構築	○	×

ソフトウェアライセンスの調達		
業務ソフトウェア	○	×
DBMS	○	×
OS	△ (一部 OS は、調達も受注者が実施)	○※ (ただし、更新プログラム適用等は受注者が実施)
ウイルス対策ソフトウェア	○	×
その他、必要なソフトウェア	○	×
ネットワーク構築	○ (CHAINS クライアントは不要)	△ (CHAINS 接続点まで)
データ連携テスト	○	×
運用・保守 (バックアップ)	○	△ (バックアップ用ストレージ領域の割当等)
運用・保守 (バックアップ以外)	○	△ (死活監視、リソース監視)

#### 4 その他調達機器構成及び規格

##### (1) 機器構成及び数量

本システムの機器構成及び数量は以下のとおりとする。

機 器 名 称	数 量	備 考
1 消防人事業務 OMR 装置	1 台	
2 ネットワーク機器	3 台	

##### (2) 消防人事業務 OMR 装置

###### (1) 読み取りセンサ

- ア 読み取り面・・・・・・・・・・ 片面
- イ 筆記具・・・・・・・・・・ 鉛筆
- ウ マーキング・・・・・・・・・・ 塗り潰し、棒線

###### (2) 帳票給紙

- ア ホッパ容量・・・・・・・・・・ 200 枚(JIS カード時)

###### (3) 帳票サイズ

- ア 長さ・・・・・・・・・・ 150～304.8mm
- イ 幅・・・・・・・・・・ 82.55～110.00mm

###### (4) マーク数

- ア マーク欄・・・・・・・・・・ 最大 80 欄
- イ マーク行数・・・・・・・・・・ 最大 15 行

###### (5) ソフトウェア・・・・・・・・・・ OMR 読み取りソフト

##### (3) ネットワーク機器

- (1) ルータ・・・・・・・・・・ ちば消防共同指令システム接続用  
モバイル端末接続用

## 5 ソフトウェア仕様

### (1) 機能

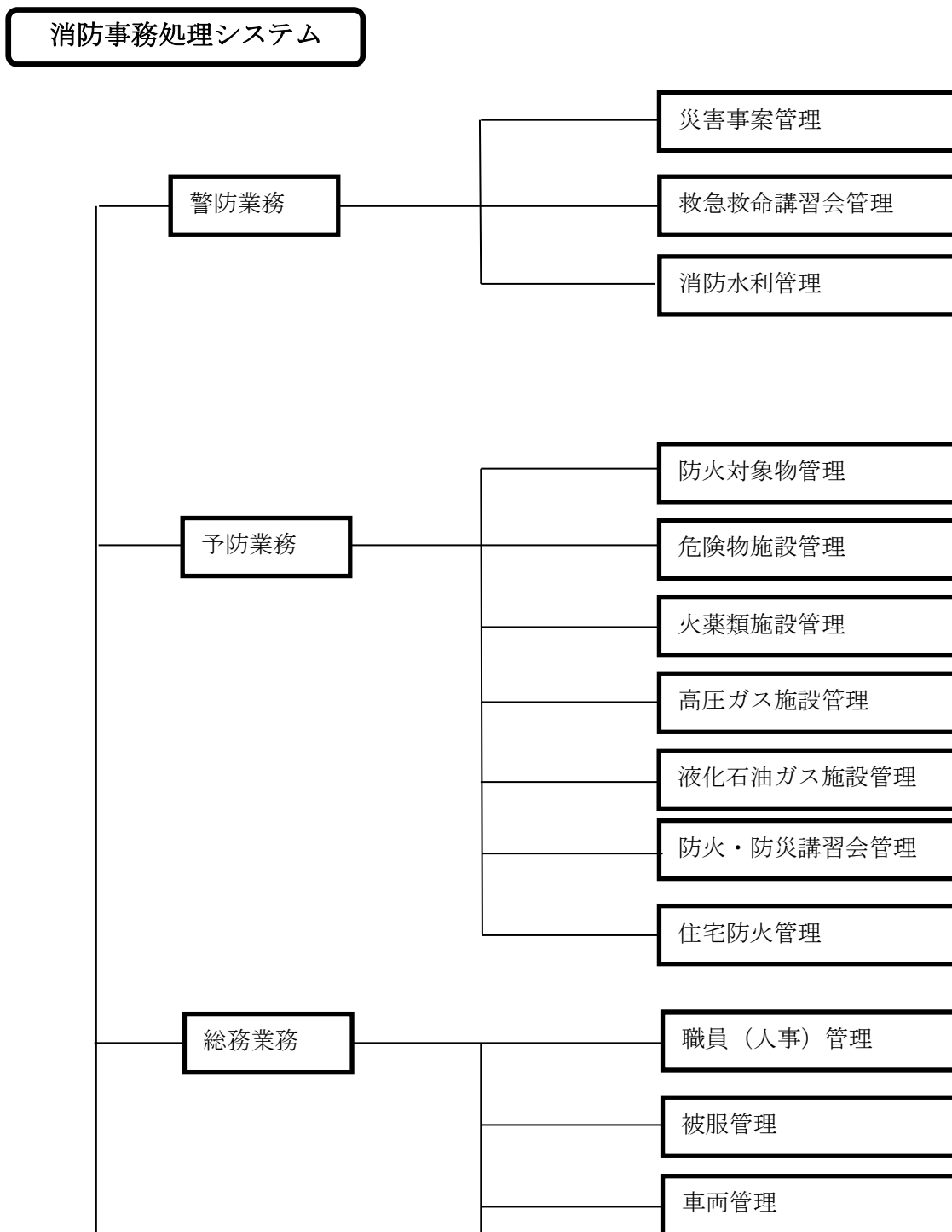
本システムにおいては、次の業務処理を行うものであること。

#### 【消防事務処理システム】

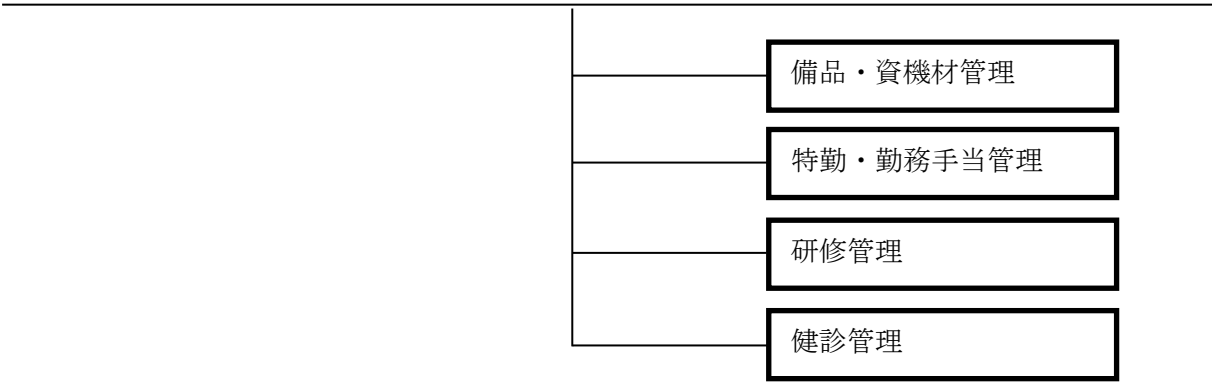
- ア 警防業務
- イ 予防業務
- ウ 総務業務
- エ システム管理業務処理

#### 【人事情報システム（サブ）】

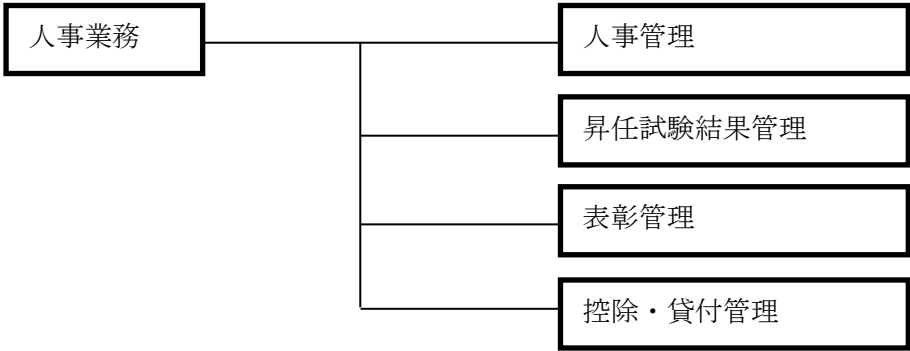
- ア 人事業務







人事情報システム (サブ)



---

## (2) 共通機能

各業務に共通する機能等については下記のとおりとする。

### ア データ登録・修正等について

- (ア) クライアントでのデータ入出力はブラウザソフトを用いて行えること。
- (イ) 入力データの登録時に入力データチェックを行い、極力入力ミスを防ぐ方式になっていること。また、エラーメッセージは極力まとめて表示し、操作者がメッセージを見ながらデータ修正できるよう配慮されていること。
- (ウ) 各入力区分において、複数入力するものにおいては、同一画面処理等の工夫により、入力の簡素化が図れていること。
- (エ) 業務処理画面選択においては、ツリー型、ハイパーリンク等を有効活用し、画面展開機能に優れたものとする。
- (オ) 大量のデータ検索時には、迅速な検索が可能なものであること。
- (カ) コード選択にて入力するデータ登録については、迅速な登録手段が図られていること。
- (キ) 同一データの二重登録を払拭するため、業務内はもとより、各業務間のデータ反映が考慮されたものであること。
- (ク) 登録データにリンクしたメモ情報を登録でき、イメージデータやワープロファイル、表計算ファイルなど各種データファイルが添付できること。また、登録できるメモ情報の件数は無制限とすること。

### イ 帳票について

- (ア) 添付資料に記す帳票を作成すること。
- (イ) 出力する帳票は賃借者の指定する表計算ソフトを用いて作成されていること。
- (ウ) 各業務システムにおいて、関係団体等の住所、所在地、代表者名及び氏名等のデータを任意の抽出条件により、タックシール・指定用紙等への印刷ができること。
- (エ) 市販の表計算ソフトなどの機能を活用して独自の帳票を作成できる機能を有すること。独自帳票の作成は、消防職員が簡易な手続きで作成でき、表計算ソフトなどで帳票レイアウトも定義できること。
- (オ) 作成した独自帳票はシステムに登録することができ、本システムが利用可能な任意の端末から出力できること。

### ウ セキュリティについて

- (ア) 所属・業務・職員等に対応したパスワードによるセキュリティ対策が講じられていること。パスワードは最少文字数、複雑さの設定、有効期間の設定が可能であること。
- (イ) 消防人事業務の情報を元に、各職員の異動情報作成時にセキュリティ項目を変更できること。
- (ウ) 消防人事業務については、人事課職員のみが運用できること。
- (エ) 業務単位、役職単位、庶務単位などでセキュリティグループを詳細に区分することができること。それに応じてメニューの使用可否を設定できること。
- (オ) 署所間における参照制限を設定できること。
- (カ) 操作ログ機能を有し、業務、機能、職員、期間、処理区分、機密情報、個人情報等の条件で絞り込みを行い、検索できること。

---

エ データ外部入出力について

- (ア) 入力データの任意に指定した項目が CSV 形式等一般的な形式で外部出力可能であること。
- (イ) 火災報告オンライン等システムにて報告するデータについては、消防庁が定めるフォーマットにて外部出力できること。
- (ウ) CSV 形式での所定人事データを取り込めること。

オ データメンテナンスについて

- (ア) 既存システムにおいて使用していたデータ（CSV形式、テキスト形式等パソコン上で使用可能なデータ）を、システム初期構築時に本システムに係る項目において、コンバート移植できること。なお、コンバート移植は契約範囲内として賃貸者の責任において実施し、正常に動作することを確認すること。

- ・マスターデータ
- ・各業務システムデータ

- (イ) プルダウンメニュー選択等にて入力するコードデータのメンテナンスについては、各業務処理に保守機能として有すること。

カ 項目追加機能について

- (ア) あらかじめ自由に利用できるデータベース項目を用意しておき、必要に応じて画面上から入力できるように設定できること。
- (イ) 追加できる項目は、テキスト、数値、日付等の入力とプルダウンメニューによるコード入力項目が設定できること。
- (ウ) 追加できる項目は、各業務画面にテキスト、数値等の入力項目を最大 10 項目（数値を入力可能な自由項目は、整数型 10 項目、少数型 10 項目、半角英数字型 10 項目）、コード入力項目を最大 10 項目、および日付入力項目を最大 10 項目、設定可能であること。さらにこれらの項目には必須チェックを指定可能であり、必須チェックありの場合、見出し文字色の変更可能であること。

---

### (3) 機能内容

#### 【消防事務処理システム】

##### ア 警防業務

警防業務遂行のための事案新規作成、各種災害の報告書作成から統計表までの事案処理ができること。

また、警防業務全般の登録事案一覧が作成できること。

##### (ア) 災害事案管理－火災事案業務

火災事案についてのデータ登録から報告書作成までの一連の処理ができること。

またデータ登録時には、ちば消防共同指令センターでの事案情報取込ができること。

##### a 火災事案登録・管理

事案情報を新規登録及び修正を行うことにより、事案情報を作成できること。

火災事案の基本的な情報は次のとおりとする。

(a) 火災発生情報

(b) 救助情報

(c) 出動隊情報

(d) 他機関情報

救助情報入力については、救助報告対象事案か否かが選択でき、情報登録時には救助オンライン報告での突合チェックを実施し、入力者へ早期に間違いを指摘する仕組みを有すること。

##### b 火災調査情報登録・管理

火災事案登録によって作成された情報に、調査によって確定した情報を追加、修正し確定できること。

登録できる情報は次のとおりとする。

(a) 損害建物情報

(b) 損害建物所有者情報

(c) 火元・延焼情報

(d) 死傷者情報

死傷者情報は火災事案登録・管理で登録された要救助者情報を引用できること。

##### c 火災事案報告

火災事案登録及び火災調査情報登録により次の帳票を作成でき出力できること。

(a) 火災出動報告書

(b) 小隊別消防活動報告書

(c) 火災概況即報

##### d 統計、検索処理

(a) 火災四半期報等の国表に係る統計帳票を作成できること。

(b) 抽出条件を設定することにより、ある条件に該当する火災事案の一覧表を作成できること。

(c) 検索条件及び一覧表項目は、任意に指定できること。

##### e 火災オンライン報告処理

消防庁の指定する火災報告オンラインシステムとデータ連携ができること。本システムに入力した情報を元に、消防庁が定めるフォーマット、データ形式にてデータ出力ができ、火災報告オンラインシステムに接続した端末からデータ送信できること。

##### f 救助オンライン報告処理

消防庁の指定する救助オンラインシステムとデータ連携ができること。

本システムに入力した情報を元に、消防庁提供オフラインソフトを利用し、消防庁が

---

定めるフォーマット、データ形式にてデータ出力ができ、報告用オンラインシステムに接続した端末からデータ送信できること。

(イ) 災害事案管理－救助報告業務

救助事案について、データ登録から報告書作成までの一連の処理ができること。

また、データ登録時には、ちば消防共同指令センターでの事案情報取込ができること。

a 救助事案登録・管理

事案情報を新規登録及び修正を行うことにより事案情報を作成できること。

登録できる情報は次のとおりとする。

(a) 救助発生情報

(b) 出動隊別情報

(c) 救助要救助者情報

救助情報入力については、救助報告対象事案か否かが選択でき、情報登録時には救助オンライン報告での突合チェックを実施し、入力者へ早期に間違いを指摘する仕組みを有すること。

b 救助出動報告

救助出動情報登録により次の帳票を作成できること。

・消防活動報告書

c 統計、検索処理

(a) 事故種別出動件数活動件数調べ等の国表に係わる統計帳票を作成できること。

(b) 抽出条件を設定することにより、ある条件に該当する救助事案の一覧表を作成できること。

(c) 検索条件及び一覧表項目は、任意に指定できること。

d 救助オンライン報告処理

消防庁の指定する救助オンラインシステムとデータ連携ができること。

本システムに入力した情報を元に、消防庁提供オフラインソフトを利用し、消防庁が定めるフォーマット、データ形式にてデータ出力ができ、報告用オンラインシステムに接続した端末からデータ送信できること。

(ウ) 災害事案管理－その他（火災、救急、救助以外）の事案業務

火災、救急、救助事案以外の災害出動（警戒出動等）について、データ登録から報告書作成までの一連の処理ができること。

また、データ登録時には、ちば消防共同指令センターでの事案情報取込ができること。

a その他事案登録・管理

事案情報を新規登録及び修正ができること。

登録できる情報は次のとおりとする。

(a) その他事案の災害発生情報

(b) 出動隊情報

救助情報入力該當時には、救助報告対象事案か否かが選択でき、情報登録時には救助オンライン報告での突合チェックを実施し、入力者へ早期に間違いを指摘する仕組みを有すること。

b 災害活動報告

その他事案の災害活動情報登録により、次の帳票が作成できること。

・消防活動報告書

c 統計、検索処理

(a) 抽出条件を設定することにより、ある条件に該当するその他事案の一覧表を作成できること。

(b) 検索条件及び一覧表項目は、任意に指定できること。

---

d 救助オンライン報告処理

消防庁の指定する救助オンラインシステムとデータ連携ができること。

本システムに入力した情報を元に、消防庁提供オフラインソフトを利用し、消防庁が定めるフォーマット、データ形式にてデータ出力ができ、報告用オンラインシステムに接続した端末からデータ送信できること。

(エ) 救急救命講習会管理

a 講習会登録・管理

開催する講習会の種類、開催日時等の日程、講習会概要等の情報が登録できること。本業務において取り扱う情報は、次のとおりとする。(以下「救急講習会」という。)

- (a) 一般救急講習
- (b) 普通救命講習
- (c) 上級救命講習
- (d) 応急手当指導員講習
- (e) 応急手当普及員講習

上記講習会以外にも新たに講習会区分追加し、容易に開催登録できること。

b 受講者登録・管理

救急講習会で登録された日程に従って、受講申込みの受付処理ができること。

受講者の受付入力に関しては、修了者登録・管理にて登録されている修了者の情報より、氏名、住所等情報の引用できること。

一括での受講者取込機能を有し、入力の手間を省く仕組みを有すること。

受講者取込時のエラーは、エラーの具体的な理由を表示すること。

※保守契約期間内に機能強化として対応することも可

c 修了者登録・管理

前述の受講者のうち、合否判定後に合格者に対し修了者として情報登録できること。

また、救急講習会資格取得者から修了証の発行が容易に行えること。さらに、救急講習会資格所得者から再発行申請があった場合、修了証の再発行ができること。

次の抽出条件を設定することにより即座に再発行処理ができること。

- (a) 修了者姓・名・生年月日
- (b) 救急講習会種別

(オ) 消防水利管理

a 消防水利の登録・管理

消防水利の基準第2条に規定する消火栓、防火水槽等の消防水利（以下「消防水利」という。）及びそれにかかる施設（消火栓標識等）について、次の情報を登録できること。

(a) 消防水利基本情報として、水利種別、水利番号、管轄署所、担当区、所在地等が管理できること。

(b) 消防水利履歴情報として、新設、故障、廃止等の履歴情報が登録できること。

b 履歴情報登録・管理

消防水利情報に履歴情報を追加できること。

c 水利点検情報登録・管理

(a) 担当区内の水利に対して、一括で点検結果の入力ができること。

(b) 過去の点検の履歴が検索できること。

d 各種帳票出力

消防水利情報登録により次の帳票が作成できること。

- (a) 水利台帳消火栓
- (b) 水利台帳防火水槽

- (c) 水利台帳その他水利
- (d) 水利変動一覧
- (e) 水利調査結果

e 統計、検索処理

- (a) 消防水利現況等の統計帳票を作成できること。
- (b) 抽出条件を設定することにより、ある条件に該当する水利の一覧表を作成できること。
- (c) 検索条件及び一覧表項目は、任意に指定できること
- (d) 災害事案管理から消防水利状況の集計ができること。

(カ) 指令システム連携

警防業務において、報告業務などのデータ入力処理で入力ミスや入力忘れを防ぐと共に、データ入力を簡素化して業務効率を更に上げ、また、本システムで管理する各種情報をより効果的かつ、効率的に利用するため、各種情報をちば消防共同指令システムと連携する機能を有すること。

なお、連携機能については、ちば消防共同指令センターの事案連携サーバから取得できること。事案データ取得に関する仕様は、ちば消防共同指令センターの共通連携仕様とする。

a 事案情報連携

- (a) 指令システムで作成される以下の情報の取り込みができること。
  - ① 火災事案情報
  - ② 救急事案情報
  - ③ 救助事案情報
  - ④ その他事案情報
- (b) 指令システムからの情報取り込みは、指令番号等を指定し、任意のタイミングで行えること。
- (c) 指令システムから取り込んだ事案情報は、支援情報端末の画面に事案一覧表示ができ、事案一覧表示から事案を選択することで事案のデータ登録画面を表示できること。
- (d) 指令システムから取り込んだ事案情報を一覧表示する際は、管轄署所等で絞込みができること。
- (e) 事案情報は、指令システムからの取り込みだけでなく、新規作成もできること。

イ 予防業務

防火対象物、危険物施設、火薬類施設、高圧ガス施設及び液化石油ガス施設等の消防対象物情報、防火管理者情報等の登録・管理ができること。

また、モバイル端末（タブレット等）で外部から閲覧や入力作業ができるよう環境が整備されていること。※CHAINS 接続ポイントのファイアウォールルータ間の配線作業及びフレッツ網の整備は本契約で調達することとし、モバイル端末からアクセス可能とする閉域網回線は別途調達する。

(ア) 防火対象物管理

予防業務において防火対象物、危険物施設の情報を登録・管理できること。

a 消防同意登録・管理

- (a) 消防同意の新築、増改築等に係る届出・消防用設備等の情報を管理できること。
  - ① 確認申請、許可申請、計画通知、その他での受付入力ができること。
  - ② 受付入力では、敷地情報、棟情報、階別情報、そして設備指導として設備設置単位ごとの設備設置義務入力ができること
  - ③ 計画変更時には、計画変更元の同意情報を引用出来、入力の手間が省かれていること。
  - ④ 受付情報が同意済・未同意であることを、申請受付一覧画面またはエクセルファイル形式等で一覧表示し確認できること。また、計画変更の受付情報であることも同様に一覧表示できること。

- 
- ⑤将来の申請・届出のオンライン化において、オンライン化PKGなどの追加により容易に対応可能となるよう考慮されていること。
  - (b) 任意のデータを追加可能な自由項目を同意処理画面に有していること。
  - (c) 確認申請書等審査結果書が同意処理画面から入出力できること。
  - (d) 消防通知書が同意処理画面から出力できること。
  - (e) 既存台帳管理している敷地に関して棟新築、増築時には、敷地台帳より台帳情報を引用する仕組みを有すること。

b 防火対象物登録・管理

消防同意登録により得られた情報が反映され、また防火対象物にかかる敷地・棟・設備設置単位・消防同意履歴等の情報を管理し、増改築等があった場合においても、同様に管理できること。

(a) 防火対象物台帳管理

防火対象物業務にかかる以下の台帳管理ができること。

- ①敷地台帳
- ②棟台帳
- ③階別台帳
- ④設備設置台帳
- ⑤関係者台帳
- ⑥管理者台帳
- ⑦管理権原者台帳
- ⑧表示対象物台帳

(b) 防火対象物申請届出登録・管理

- ①防火対象物業務にかかる消防法や条例、その他業務の各種届出及び申請受付の業務ができること。
- ②消防用設備着工・設置での届出受付に関しては、設備一覧画面にて、義務設置、他設備の設置状況等わかるようになっていること。
- ③届出情報を防火対象物情報として履歴で管理できること。
- ④申請・届出システムのオンライン化への対応が考慮されていること。
- ⑤任意のデータを追加可能な自由項目を管理画面に有していること。
- ⑥査察業務情報とは別に、防火対象物に関する指導経過を管理できること。

(c) 防火・防災管理者登録・管理

防火・防災管理者の選任／解任を履歴で管理できること。

(d) 圧縮アセチレンガス等、指定可燃物及び少量危険物等登録・管理

- ①圧縮アセチレンガス等、指定可燃物及び少量危険物等を登録できること。
- ②情報を履歴で管理できること。

(e) 消防検査等登録・管理

- ①各種申請届出に対する消防検査の情報が管理できること。
- ②検査結果報告書及び消防設備検査済証を発行できること。  
また、印刷前に画面上で内容を確認・編集できること。
- ③各種検査の履歴及び情報が管理できること。
- ④申請・届出システムのオンライン化への対応が考慮されていること。

(f) 査察業務登録・管理

- ①登録された査察結果の情報は、防火対象物情報として履歴で管理できること。
- ②査察結果内容から指示書作成などの発送文書の作成、宛名管理が行えること。
- ③違反処理情報が履歴で管理できること。
- ④査察の執行管理状況の管理として是正状況の参照ができること。
- ⑤査察における効果を管理できること。
- ⑥グラフ等において査察の履歴が管理できること。
- ⑦複数の関係者がいる防火対象物に関する査察結果入力において、一人の関係者に対して入力した情報を別の関係者に対してコピー及び一括入力ができること。  
※保守契約期間内に機能強化として対応することも可



- 
- c 統計、検索処理
    - (a) 防火対象物実態調査表等の国表に係わる統計帳票を作成でき、集計結果に対して、対象となったデータを表示することが可能であること。
    - (b) 抽出条件を設定することにより、ある条件に該当する対象物の一覧表を作成できること。
    - (c) 検索条件及び一覧表項目は、任意に指定できること。
    - (d) 自由に帳票を作成することができ、自治体指定の帳票を併せて印刷情報のデザインの変更ができること。
    - (e) 印刷前に画面上で内容を確認できること。

- d 防火対象物オンライン報告処理
  - 消防庁の指定する防火対象物オンラインシステムとデータ連携ができること。
  - 本システムに入力した情報を元に、消防庁が定めるフォーマット、データ形式にてデータ出力ができ、防火対象物オンラインシステムに接続した端末からデータ送信できること。

(イ) 危険物施設管理

予防業務において危険物施設の情報を管理できること。  
なお、危険物敷地情報は防火対象物情報の敷地情報と連携し管理できること。

- a 危険物施設登録・管理
  - (a) 危険物申請届出登録・管理
    - ① 危険物業務にかかる消防法、条例及びその他業務の各種届出及び申請受付の業務ができること。
    - ② 申請届出情報を危険物施設情報として履歴で管理できること。
    - ③ 申請・届出システムのオンライン化への対応が考慮されていること。
  - (b) 設置（変更）許可登録・管理
    - ① 登録された設置（変更）許可申請の情報は危険物施設情報として履歴で管理できること。
    - ② 許可書を発行できること。
    - ③ 許可手数料の管理ができること。
    - ④ 仮使用承認書の履歴情報が管理できること。
    - ⑤ 仮使用承認手数料の管理ができること。
  - (c) 完成検査前検査登録・管理
    - ① 完成検査前検査で、検査種別を登録できること。
    - ② タンク検査済証を発行できること。
    - ③ 完成検査前検査の手数料を管理できること。
    - ④ 完成検査前検査の情報を履歴で管理できること。
  - (d) 完成検査登録・管理
    - ① 完成検査申請書が申請され消防検査終了後、完成検査済証を発行できること。
    - ② 完成検査の手数料を管理できること。
    - ③ 完成検査の情報を履歴で管理できること。
  - (e) 査察業務登録・管理
    - ① 登録された査察結果の情報は、危険物施設情報として履歴で管理できること。
    - ② 登録内容から立入検査結果通知書などの発送文書の作成、宛名管理が行えること。
    - ③ 違反処理情報が履歴で管理できること。
- b 統計、検索処理
  - (a) 危険物規制事務調査表等の国表に係わる統計帳票を作成できること。
  - (b) 抽出条件を設定することにより、ある条件に該当する危険物施設の一覧表を作成できること。
  - (c) 検索条件及び一覧表項目は、任意に指定できること。

---

(ウ) 火薬類施設管理

火薬類取締法に基づく施設台帳管理、届出受付ができること。

また、防火対象物等と同様に消防庁への報告処理ができること。

a 火薬類台帳管理

火薬類取締法に基づく施設台帳管理ができること。また、防火対象物の敷地と関連付けし管理できること。

以下の各種台帳が取り扱えること。

(a) 製造施設

(b) 貯蔵施設

(c) 庫外貯蔵施設

(d) 販売施設

(e) その他施設

(f) 設置者・管理者・占有者

b 受付登録・管理

火薬類取締法に基づく製造、販売営業、火薬庫の設置等の許可に係る申請届出の受付業務ができ、許可証、指示書等の発行ができるものであること。さらに、申請届出の履歴情報を管理できること。

登録された設置（変更・指示等）許可申請の情報は、火薬類施設情報として履歴で管理できること。

また、手数料管理もできること。

c 保安検査管理

保安検査に係る事務の受付ができ保安検査証の発行ができるものであること。さらに、履歴管理できること。

また、申請に伴う手数料管理ができ、該当台帳の自動更新がされること。

d 火薬類帳票出力

導入年度における最新の国報告様式に合わせて情報が出力できること。

e 査察業務登録・管理

(a) 登録された査察結果の情報は、火薬類施設情報として履歴で管理できること。

(b) 登録内容から指示書作成などの発送文書の作成、宛名管理が行えること。

(c) 違反処理情報が履歴で管理できること。

f 統計・検索処理

(a) 抽出条件を設定することにより、ある条件に該当する火薬類施設の一覧表を作成できること。

(b) 検索条件及び一覧表作成項目は、任意に指定できること。

(エ) 高压ガス施設管理

高压ガス保安法に基づく、各種製造、貯蔵、販売に係る施設情報を台帳管理、届出受付ができること。

a 高压ガス台帳管理

高压ガス保安法に基づく、各種製造、貯蔵、販売に係る施設情報を台帳管理できること。また、台帳は防火対象物の敷地と関連付けし管理できること。さらに、同一敷地内の申請者が同一の事業所等を関連付けして管理できること。なお、(a)～(f)、(h)について、各々の製造設備や貯蔵設備等の情報を紐付けして管理できること。

台帳管理としては、以下の各種台帳が取り扱えること。

(a) 1種製造施設

(b) 2種製造施設

(c) 1種冷凍施設

(d) 2種冷凍施設

- 
- (e) 1種貯蔵施設
  - (f) 2種貯蔵施設
  - (g) 販売施設
  - (h) 消費施設
  - (i) 容器検査所
  - (j) 在宅酸素
  - (k) 設置者・管理者・占有者
- b 高圧ガス関連届出受付  
高圧ガス関連での各種申請届出（許可申請、完成検査、保安検査、再交付等）の受付ができ、許可証等の発行ができること。また、高圧ガス施設の施設情報として履歴管理ができること。さらに、申請届出に伴う手数料管理ができ、該当台帳の自動更新がされること。
- c 高圧ガス帳票出力  
導入年度における最新の国報告様式に合わせて情報が出力できること。
- d 保安検査管理
- (a) 保安検査に係る履歴管理ができること。
  - (b) 保安検査証を発行できること。
- e 査察業務登録・管理
- (a) 登録された査察結果の情報は、高圧ガス施設情報として履歴で管理できること。
  - (b) 登録内容から指示書作成などの発送文書の作成、宛名管理が行えること。
  - (c) 違反処理情報が履歴で管理できること。
- f 統計・検索処理
- (a) 抽出条件を設定することにより、ある条件に該当する高圧ガス施設の一覧表を作成できること。
  - (b) 検索条件及び一覧表作成項目は、任意に指定できること。
- (オ) 液化石油ガス法施設管理（別途調達）  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく、販売事業者、保安機関、設備工事事業者、貯蔵施設、特定供給設備、充てん設備に係る施設情報を台帳管理、届出受付ができること。
- a 液化石油ガス法台帳管理  
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく、販売事業者、保安機関、設備工事事業者、貯蔵施設、特定供給設備、充てん設備に係る施設情報を台帳管理できること。また、台帳は防火対象物の敷地と関連付けし管理できること。さらに、同一敷地内の申請者が同一の事業所等に関連付けして管理できること。なお、(a)～(e)、(h)について、各々の販売事業や貯蔵施設等の情報を紐付けして管理できること。  
台帳管理としては、以下の各種台帳が取り扱えること。
- (a) 販売事業者
  - (b) 保安機関
  - (c) 設備工事事業者
  - (d) 設備工事
  - (e) 貯蔵施設
  - (f) 特定供給設備
  - (g) 充てん設備
  - (h) 設置者・管理者・占有者
- b 液化石油ガス法関連届出受付  
液化石油ガス法関連での各種申請届出（許可申請、完成検査、保安検査、再交付等）の受付ができ、許可証等の発行ができること。さらに、液化石油ガス法施設の施設情報
-

---

として履歴管理ができること。また、申請届出に伴う手数料管理ができ、該当台帳の自動更新がされること。

- c 液化石油ガス法帳票出力  
導入年度における最新の国報告様式に合わせて情報が出力できること。
- d 保安検査管理
  - (a) 保安検査に係る履歴管理ができること。
  - (b) 保安検査証を発行できること。
- e 査察業務登録・管理
  - (a) 登録された査察結果の情報は、液化石油ガス法施設情報として履歴で管理できること。
  - (b) 登録内容から指示書作成などの発送文書の作成、宛名管理が行えること。
  - (c) 違反処理情報が履歴で管理できること。
- f 統計・検索処理
  - (a) 抽出条件を設定することにより、ある条件に該当する液化石油ガス法施設の一覧表を作成できること。
  - (b) 検索条件及び一覧表作成項目は、任意に指定できること。
- g システムの拡張性  
液化石油ガス施設の管理に係る上記 a～f の機能は、別途締結する契約で追加するため、システムに拡張性を持たせること。

(カ) 防火・防災講習会管理

予防業務における防火・防災管理講習会（以下「防火・防災講習会」という。）の管理ができること。

- a 防火・防災講習会登録・管理  
開講する防火・防災講習会の種類、開催日等の日程、開催場所等の情報を登録できること。
- b 受付登録・管理
  - (a) 前述の防火・防災講習会管理で登録された日程に従って、受講申込みの受付処理ができること。
  - (b) 複数防災・防災講習会受付が可能であり、定員、受付期間が変更できること。
- c 受講者登録・管理  
受講者に対して一括して修了証を発行できること。
- d 修了者登録・管理
  - (a) 講習会資格取得者から修了証の再発行申請があった場合、修了証の再発行ができること。
  - (b) 次の抽出条件を設定することにより即座に再発行処理ができること。
    - ① 修了者氏名、生年月日
    - ② 登録情報の履歴が管理できること。

(キ) 住宅防火管理

予防業務における住宅防火の管理ができること。

- a 要援護者台帳登録・管理  
要援護者氏名、氏名カナ、管轄署所、生年月日、弱者種別、緊急連絡先等情報を登録できること。

---

b 訪問防火指導登録・管理  
要援護者、訪問年月日、緊急通報有無、指導メモ、防災機器設置状況等の登録ができること。

c 帳票出力  
情報登録により次の帳票が作成でき出力できること。  
(a) 要援護者台帳一覧  
(b) 要援護者台帳  
(c) 要援護者種別件数調べ  
(d) 指導経過簿

d 統計、検索処理  
(a) 抽出条件を設定することにより、ある条件に該当する貸与品の一覧表を作成できること。  
(b) 検索条件及び一覧表項目は、任意に指定できること。

ウ 総務業務  
総務業務処理は、職員関連での事務処理ができること。

(ア) 職員（人事）管理  
消防職員について、任命から退職までの情報を管理できること。

a 消防職員の任命  
消防職員の情報について登録・修正及び削除の管理ができること。

b 履歴情報登録・管理  
(a) 消防職員情報に対して履歴情報を追記できること。  
(b) 入力する際は、対象となる職員情報を簡易的に検索ができ選択ができること。

c 消防職員情報管理帳票  
消防職員情報登録により次の帳票が作成でき出力できること。  
・消防職員個人票

d 統計、検索処理  
(a) 抽出条件を設定することにより、ある条件に該当する職員の一覧表を作成できること。  
(b) 検索条件及び一覧表項目は任意に指定できること。

e 使用権限  
システムを使用する職員ごとに入力可・閲覧可等の制限機能が施されていること。

f 人事情報システム連携  
人事情報システムの人事異動情報を取り込むことができること。

(イ) 被服管理  
消防職員に対して貸与または支給する貸与品・支給品についての情報を管理できること。

a 対象者情報管理  
(a) 対象者情報 作成  
指定した年度に在職している職員の被服貸与情報を作成できること。  
また、その際に職務内容別持点マスタ又は、持点マスタ（年齢別）より、個人別の持点を設定できること。  
(b) 対象者情報 メンテナンス  
対象者の持点に変更可能であること。

- 
- b 被服貸与調査業務
    - (a)被服貸与 希望調査  
被服貸与として、個人別に希望貸与被服情報を管理できること。
    - (b)被服貸与 希望調査表 印刷  
所属情報、職員番号を指定して、年度別に希望調査表を印刷できること。
    - (c)被服貸与 品目/サイズ別 集計結果 照会/印刷
      - ①年度や所属等を条件として、指定された年度の被服貸与集計情報を、品目別、サイズ別、サイズ調整別に表示できること。
      - ②照会情報として、被服貸与の対象者情報を照会できること。
      - ③照会情報として、被服貸与の非対象者情報を照会できること。
    - (d)個人別貸与実績台帳 印刷  
所属情報、職員番号を指定して、年度毎に貸与実績台帳を印刷できること。
  
  - c 被服貸与受領業務
    - (a)被服貸与受領  
1年度や職員番号等を条件として、貸与被服の受領入力が可能であること。
  
  - d 最新所属等一括更新業務
    - (a)最新所属等一括更新
    - (b)品名別職員集計表  
被服貸与情報として、既に登録されている被服貸与対象者の所属、氏名、階級を最新の情報に一括更新できること。
  
  - e 帳票支援機能
    - (a)帳票支援機能  
登録されている全ての情報について、項目を選択して自由に帳票が作成できること。
  
  - f 環境設定記録
    - (a)マスタデータは各種メンテナンスが可能であること。
      - ①被服品目マスタメンテナンス
      - ②サイズマスタメンテナンス
      - ③職員 持点マスタメンテナンス
      - ④持点マスタメンテナンス（年齢別）
      - ⑤システムコードマスタメンテナンス
  
  - (ウ) 車両管理  
車両管理は、保有車両について運行状況等の情報を管理できること。
    - a 車両登録・管理  
車両について次の情報を登録できること。
      - (a)車両基本情報  
自動車検査証、自動車損害賠償責任保険証明証の記載内容等、その他必要な情報が入力できること。
      - (b)車両運行情報  
配置場所から車両番号及び消防車両等名を検索でき、1日あたりの運行状況（所要時間、走行距離、燃料給油の状況等）を入力できること。
      - (c)自動車事故情報  
配置場所から車両番号及び消防車両名等を検索でき、事故情報を入力できること。
      - (d)自家用給油取扱所情報  
補給リットル数等の情報を入力できること。
  
    - b 各種帳票出力  
車両情報登録により次の帳票が作成できること。
      - (a)車両台帳
-

- 
- (b) 車両一覧
  - c 統計・検索処理
    - (a) 抽出条件を設定することにより、ある条件に該当する車両の一覧表を作成できること。
    - (b) 検索条件及び一覧表項目は、任意に指定できること。
    - (c) 市販の表計算等の機能を活用して独自の帳票を作成できること。
  - (エ) 備品・資機材管理
    - 備品・資機材について、基本情報、修理、点検、使用状況を管理できること。
    - a 情報登録・管理
      - (a) 備品・資機材情報の基本情報として次の機能や、内容を管理できること。
        - ①作成済みの備品・資機材を複写し、新規資機材を作成する機能
        - ②備品・資機材の内容は、資機材分類、配置場所、資機材コード、備品番号、ポンベ番号、購入年月日、製造年月、使用期限、耐用年数、規格、数量、単位、材質、メーカー、圧力、圧力単位、容量、容量単位、質量、質量単位、納入者、購入価格、廃棄区分、廃棄年月日、定期点検の期間、備考
      - (b) 配置場所を指定して登録できること。
      - (c) 備品・資機材を検索する画面において、次の項目での検索ができること。
        - ①資機材分類名、廃棄を含む検索、資機材分類コード、配置場所、備品番号
    - b 修理情報管理
      - 備品・資機材の修理情報を登録し、状況を検索表示できること。
      - (a) 備品・資機材情報の修理情報として次の内容を管理できること。
        - ①修理依頼日、修理完了日、修理区分、修理依頼業者、修理費、備考
    - c 点検情報管理
      - 資機材の点検情報を登録し、状況を検索表示できること。
      - (a) 備品・資機材情報の点検情報として次の内容を管理できること。
        - ①点検実施日、次回点検日、備考
    - d 使用等状況管理
      - 資機材の使用等の状況を登録し、状況を検索表示できること。
      - (a) 備品・資機材情報の使用等の状況として次の内容を管理できること。
        - ①使用日、終了日、使用時間、現場使用区分、訓練使用区分、充填区分、備考
        - ②使用時間は、使用日と終了日より、自動計算できること。
    - e 資機材配置場所変更
      - 資機材の配置場所を一括で変更、及び一括で複写する機能を有すること。
      - (a) 備品・資機材の配置場所を変更、複写する対象を検索する画面において、次の項目での検索、選択の入力ができること。
        - ①検索された資機材より、任意の複数の資機材を選択できること。
        - ②変更年月日、新配置場所を指定できること。
        - ③配置場所の変更操作により、指定された資機材を一括で新配置場所に変更できること。
    - f 資機材分類登録
      - 資機材の分類を設定する機能を有すること。
    - g 各種帳票出力
      - 資機材情報登録により次の帳票が作成できること。
      - (a) 配置場所別資機材集計表
-

---

(b) 資機材別配置場所集計表

h 検索画面 CSV ファイル等出力機能

資機材の以下の検索機能からの CSV ファイル等の出力操作により、検索した結果を CSV ファイル等に出力できること。

- (a) 資機材一覧検索
- (b) 資機材修理情報一覧検索
- (c) 資機材点検情報一覧検索
- (d) 資機材使用等一覧検索

i 統計、検索処理

- (a) 抽出条件を設定することにより、ある条件に該当する備品・資機材の集計表を作成できること。
- (b) 検索条件及び一覧表項目は、任意に指定できること。

(オ) 特勤・勤務手当管理

特殊勤務手当、時間外勤務手当関連情報の登録、及び集計表が出力できること。

a 特殊勤務手当管理

(a) 特殊勤務手当入力

- ① 勤務年月日、職員毎の特殊勤務手当の情報の登録ができること。
- ② 勤務日、特殊勤務区分、回数等、単位、従事時間、業務内容が入力できること。
- ③ 入力中の職員が入力月と同月に出場した救急事案一覧が表示できること。
- ④ 入力した情報を実績簿として印刷できること。

(b) 特殊勤務手当 一括入力

- ① 勤務年月日、所属毎の特殊勤務手当の情報の一括登録ができること。
- ② 特殊勤務区分、回数等、単位、従事時間、業務内容が入力でき、所属に在職している職員が選択できること。

(c) 特殊勤務手当状況

- ① 対象年月、所属、職員番号、特殊勤務区分、勤務形態、勤務内容を指定し検索ができること。
- ② 検索キーで検索した結果のリストを印刷できること。

(d) 特殊勤務命令簿（所属別）

- ① 対象年月日、所属、部を指定し、特殊勤務命令簿が印刷できること。

b 時間外勤務手当管理

(a) 時間外勤務手当

- ① 勤務年月日、職員毎の時間外勤務手当の情報の登録ができること。
- ② 時間外区分、開始・終了時刻、休憩時間、実働時間、用務区分等が入力できること。
- ③ 入力した情報を時間外勤務手当実績報告として印刷できること。

(b) 時間外勤務手当

- ① 1. 勤務年月日、所属毎の時間外勤務手当の情報の一括登録ができること。
- ② 時間外区分、開始・終了時刻、休憩時間、実働時間、用務区分等が入力でき、所属に在職している職員が選択できること。

(c) 時間外勤務命令簿

- ① 対象年月日、所属、部を指定し、時間外勤務命令簿が印刷できること。

(d) 時間外勤務手当状況

- ① 対象年月、所属、部、職員番号、時間外区分、用務区分を指定し検索ができること。
- ② 検索キーで検索した結果のリストを印刷できること。

(e) 時間外勤務手当 月末集計処理

- ① 対象年月、所属の時間外勤務手当情報を、月末集計処理できること。

(f) 時間外勤務手当 月別所属別集計表印刷



- 
- ①対象年月、所属、部を指定し、月別所属別集計表として印刷できること。
  - (g) 水防・震災・防災勤務手当
    - ①勤務年月日、職員毎の震災、防災時の勤務手当の情報を登録できること。
    - ②水防・震災・防災の区分、勤務時間内チェック、時間外区分、開始・終了時刻、休憩時間、実働時間、用務区分、特殊勤務区分等が入力できること。
  - (h) 水防・震災・防災諸手当勤務命令簿 印刷
    - ①対象年月日、所属、部、水防・震災・防災の帳票種別を指定し、諸手当勤務命令簿を印刷できること。
  - c 統計処理業務
    - (a) 集計処理
      - ①集計の対象となる年度、年月等と指定して集計できること。
      - ②集計の対象となるデータの範囲を指定できること。
      - ③集計の帳票種別から選択できること。
      - ④帳票種別で選択された帳票を全対象とするか、個別選択するか指定できること。
    - (b) 集計結果内容
      - 集計結果に対して、対象となったデータを検索することが可能であること。
    - (c) 集計処理状況 照会
      - 集計処理した結果は、照会リストとして印字出力が可能であること。
  - d 帳票作成機能
    - 任意帳票作成機能
      - (a) 消防年報、月報等、任意に統計表を作成できること。
      - (b) 作成された帳票は、統計処理にて集計できること。
  - e 帳票支援機能
    - 登録されている全ての情報について、項目を選択して自由に帳票が作成できること。
  - f 環境設定機能
    - マスタデータは各種メンテナンスが可能であること。
      - (a) 特殊勤務区分マスタメンテナンス
      - (b) 時間外用務区分マスタメンテナンス
      - (c) 時間外初期設定マスタメンテナンス
      - (d) システムコードマスタメンテナンス
  - g 人事給与情報システム連携
    - 時間外勤務手当、特殊勤務手当の種別、回数、時間等の情報を出力し、人事給与情報システムへ取り込むことができること。  
なお、取り込みについては電子媒体とする。
  - (カ) 研修管理
    - 職員ごとに研修実績が登録管理できること。
      - a 外部研修業務
        - (a) 外部研修 研修計画作成
          - ①年度ごとの研修計画の情報が登録できること。
          - ②研修種別を選択し、研修期間が入力できること。
          - ③研修情報として、日数、参加人員、研修内容、研修場所が入力できること。
        - (b) 外部研修 対象者選定
          - ①研修年度、研修情報を指定し、研修参加者が登録できること。
          - ②所属を指定し、職員一覧から職員を任意に選定し、研修予定者一覧へ登録できること。
          - ③研修予定者名簿の印刷が入力できること。
      - (c) 外部研修 職員台帳 更新
-

---

研修年度、研修情報を指定し、参加した研修情報を職員台帳に研修履歴として登録できること。

(d) 研修情報 検索／照会

- ①対象年月、外部研修、内部研修（自己啓発）、研修種別、職員番号を指定し検索ができること。検索した結果リストから一件を確定し、参加者を参照できること。
- ②検索キーで検索した結果のリストを印刷できること。

b 内部研修／自己啓発管理業務

(a) 内部研修 研修計画作成

- ①年度ごとの内部研修計画の情報が登録できること。
- ②研修種別を選択し、研修期間が入力できること。
- ③研修情報として、日数、参加人員、研修場所、研修時間が入力できること。

(b) 内部研修 参加者登録

- ①研修年度、研修情報を指定し、研修参加者が登録できること。
- ②所属を指定し、職員一覧から職員を任意に選定し、研修予定者一覧へ登録できること。
- ③研修参加者名簿の印刷が入力できること。

(c) 内部研修 更新

研修年度、研修情報を指定し、研修情報を研修履歴として登録できること。

(d) 自己啓発研修 登録

- ①年度ごとの自己啓発研修情報が登録できること。
- ②年度と職員番号を指定し、研修種別、研修期間、日数、研修内容を登録できること。

c 統計処理業務

(a) 集計処理

- ①集計の対象となる年度、年月等と指定して集計できること。
- ②集計の対象となるデータの範囲を指定できること。
- ③集計の帳票種別を選択できること。
- ④帳票種別で選択された帳票を全対象とするか、個別選択するか指定できること。

(b) 集計結果内容 検索

集計結果に対して、対象となったデータを検索することが可能であること。

(c) 集計処理状況 照会

集計処理した結果は、照会リストとして印字出力が可能であること。

d 帳票作成機能

(a) 任意帳票作成機能

- ①消防年報、月報等、任意に統計表を作成できること。
- ②作成された帳票は、統計処理にて集計できること。

e 帳票支援機能

登録されている全ての情報について、項目を選択して自由に帳票が作成できること。

(キ) 健診管理

各所属にて健康診断、予防接種等の受診歴の登録・管理ができること。

また、特定の職員以外は自らの受診履歴以外を閲覧できないよう、受診歴の閲覧権限を設定することができ、個人情報に特化した機能を有すること。

a 受診一覧表示

各属性ごとに、職員一覧が参照でき、受診状況が参照できること。

b 受診歴情報登録

各所属にて、各職員の健康診断、予防接種等の受診歴が入力でき、職員ごとに受診歴が一覧で表示参照できること。

- 
- c 受診歴情報一括登録  
署所、所属単位での受診歴の一括取込機能を有すること。

## エ 情報連携システムの機能と構成

- (ア) 研修データ連携機能  
消防事務処理システムにて登録された各職員の研修実績情報を人事情報システムへ連携可能なデータを出力する機能を有すること。
- (イ) 人事情報データ連携機能  
人事情報システムにて出力された各職員の異動情報を消防事務処理システムへ取込む機能を有すること。
- (ウ) 勤務手当データ連携機能  
消防事務処理システムにて登録された各職員の時間外勤務手当データ・特殊勤務手当データを千葉市の人事給与情報システムへ連携可能なデータを出力できる機能を有すること。

## オ システム管理業務処理

システムを運用する上で必要なマスターデータのメンテナンス、データのバックアップ等が容易に行えること。

- (ア) マスターデータ管理
  - a システムに登録するコードマスター等のマスターデータを容易にメンテナンスする機能を有すること。
  - b 職員データ等変動があるデータについては事前登録が可能であること。
- (イ) システムデータ管理
  - a データバックアップ  
市統合サーバ側で提供されるファイルバックアップ(※)を利用しバックアップを行う、もしくは、蓄積したデータを外付け HDD 等外部媒体に保存できること。  
※ファイルバックアップとは、統合サーバより個別情報システムごとに提供されるファイル保存場所にバックアップファイルを保存することで、統合サーバ側でのバックアップがされます。
  - b データ復元  
統合サーバのファイルバックアップされたデータ、もしくは外部媒体に保存したデータを復元できること。
  - c 作業ログ収集  
業務処理を実施した履歴をシステムに支障が出ない程度の容量にしてサーバに保存でき、さらに閲覧できる権限設定ができること。
  - d セキュリティ管理  
システムセキュリティの設定及び、各職員に対するパスワードの登録・更新・参照・削除が行えること。  
また、職員ごと、または係などのグループごとに使用できる業務機能を設定できること。
  - e データ履歴管理  
各業務処理等のデータ登録後における、更新・修正等の処理履歴が管理できること。
  - f 共通データ管理  
各業務において使用するデータ類を体系化し、共通データのメンテナンス(登録、検索、修正、削除)ができること。

---

## 【人事情報システム（サブ）】

### ア 人事業務

人事業務処理は、職員の昇任、表彰、控除・貸付関連での事務処理ができること。

#### (ア) 人事管理

##### a データ作成管理

- (a) 消防職員の基本情報を基に、各種統計資料の作成管理ができること。
- (b) 職員マスター保守ができること。

#### (イ) 昇任試験結果管理

昇任試験の実施、及び結果登録ができること。  
データ取扱については、十分なセキュリティが保てること。

##### a 昇任試験該当者管理及び昇任試験結果管理

- (a) 消防司令昇任試験該当者の抽出処理ができること。
- (b) 消防司令補昇任試験該当者の抽出処理ができること。
- (b) 消防士長昇任試験該当者の抽出処理ができること。
- (c) 受験辞退者の入力処理ができること。
- (d) 受験番号の付番処理ができること。
- (e) 勤務実績管理処理ができること。
- (f) 勤務実績合計更新処理ができること。
- (g) 筆記試験結果（OMRによるマークシート読み取り結果）入力管理ができること。
- (h) 第一次試験合格者管理ができること。
- (i) 実科試験結果管理ができること。
- (j) 口述試験結果管理ができること。
- (k) 最終合格者管理ができること。

#### (ウ) 表彰管理

表彰に係る情報の管理と各種統計資料の作成管理が行えること。

##### a 表彰候補者抽出・選考及び表彰受賞者管理

- (a) 定例表彰データの入力処理ができること。
- (b) 表彰名称マスター保守ができること。
- (c) 定例表彰確認資料処理ができること。
- (d) 定例表彰マスター更新処理ができること。
- (e) 退職者表彰履歴一覧表の作成ができること。
- (f) 退職者削除処理は定例、随時共にできること。

#### (エ) 控除・貸付管理

職員ごとに控除明細情報が管理できること。

##### a 各種控除マスタ管理

###### (a) 給与控除

職員の月例の控除対象となる細目を管理し、各種ファイル作成と各種統計資料の作成を行えること。

- ① 会費データ保守ができること。
- ② 月例控除ファイルの保守、作成ができること。
- ③ 厚生幹旋ファイル保守、作成ができること。
- ④ 図書購入ファイル保守、作成ができること。

###### (b) 保険控除

職員の生命保険に係る控除対象となる細目を管理し、各種統計資料の作成を行えること。

###### (c) 互助貸付管理

職員の互助会利用に係る控除対象となる細目を管理し、貸付管理も各種統計資料の

---

作成が行えること。

- 
- (4) 帳票一覧  
別紙「帳票一覧」のとおり
  - (5) システム構成図  
別紙「消防事務処理システム構成図」のとおり

---

## 第3章 保守

### 1 概要

保守については、次の事項に十分配慮すること。

### 2 基本事項

- (1) 常時、本システムが正常かつ円滑に稼働できる状態を保つこと。
- (2) 保守の対象は、本仕様書により導入した全ての機器及びアプリケーションを対象とし、障害原因内容が不明確である場合、賃借者と協議の上で処理すること。
- (3) アプリケーションソフトウェアの障害（バグ等）には、プログラムの修正等のアップデートを無償にて行うこと。  
ただし、障害原因がアプリケーションに起因するものでない場合は賃借者と協議する。
- (4) 社会情勢の変化や消防法等の関係法令改正等により、全国レベルでの国表の変更が発生した場合は、賃借者の責任において無償で対応すること。ただし、対応範囲は賃借者と事前協議の上対応すること。

### 3 保守の方法

#### (1) リモート保守

今回導入するシステムは、立入が禁止されているデータセンターの統合サーバ上に構築することとなるため、データセンターとの専用回線によるリモート接続保守となります。

リモート保守時に使用する端末は、CHAINS のネットワークに接続するため、セキュリティの観点から他のネットワークに接続しないこと。

また、CHAINS ネットワーク上に、保守専用の VPN 通信を通す場合は、賃借者が手配、構築するものとし、別途市情報システム課と協議し行うこと。

#### (2) 定期保守

保守契約で年2回の定期保守点検を行うこと。

定期保守では、ウイルス対策ソフトウェア、パターンファイル、および WindowsUpdate の更新作業を含むものとする。

また、随時、下記ウイルス対策ソフトウェアのパターンファイルを、庁内環境（CHAINS 又は統合サーバのウイルス対策管理サーバ）から、パターンファイルを取得し、ウイルス対策を施すこととする。

・ SymantecEndProtection

・ TrendMicro ウィルスバスターコーポレートエディション

#### (3) 随時対応保守

ア 24時間保守窓口体制を取り、消防事務処理システムが全面的に使用不能となるような重大なシステム障害発生時には、賃借者へ現地到着時間を相談、報告し、専門技術者を2時間以内を目標に派遣すること。

イ 休日、夜間における体制について、連絡先及び担当者を市に届け出ること。

ウ ヘルプデスクとして、下記時間帯で各種問合せ等ができること。

平日 9:00 ~ 17:30

(4) 賃借者によるシステム点検作業に伴うマニュアルを作成すること。

(5) メンテナンス時に発生した障害については、賃借者の責任において無償対応を行うこと。